



資料No.1

大共募第96-3号
令和7年11月6日

学区自治連合会長 様

大津市共同募金委員会
会長 岡田 健次
社会福祉法人大津市社会福祉協議会
会長 田中 勉

令和7年度 島末たすけあい運動の実施協力について（ご依頼）

平素は、赤い羽根共同募金運動に格別のご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、今年度も、12月1日より全国的に「島末たすけあい運動」が展開されます。

この運動は、新たな年を迎える時期に、誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができるまちづくりのために、地域を挙げて取り組む募金活動です。

島末たすけあい運動で集められた募金は、地区内で行われる地域福祉活動や、各対象世帯への見舞金として活用されます。

ご多用の折とは存じますが、島末たすけあい募金運動へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当】 大津市共同募金委員会
大津市社会福祉協議会 地域福祉課 俵
電話 526-5336 FAX 521-0207
メール akaihane@otsu-shakyo.or.jp

令和7年度 島根たすけあい運動実施要項

1. 趣 旨

「島根たすけあい運動」は、社会福祉法第112条で定める共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア・NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図るものである。

本年度の運動においては、社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者、虐待、権利侵害など今日的な生活課題を抱えた方々や、自然災害等により被災した方々への支援活動とともに、交流や助け合いの活動を通じた地域のつながりづくりの重要性を改めて住民に発信し、実践を広げていくことが肝要である。また、物価高騰等による経済的困窮や孤独・孤立の問題など新たに顕在化している地域生活課題への対応を重点とした運動の展開が求められる。なお、こうした地域生活課題を踏まえた共同募金運動の推進については、全国社会福祉協議会と中央共同募金会で協議を行い、今年度、全社協が発出した「令和7年度赤い羽根共同募金運動の実施について～地域福祉実践としての共同募金の推進に向けて（令和7年9月17日付全社地発第326号）」にて周知ならびにその組織的・計画的な推進を図ることとしている。

2. 主 唱

島根市共同募金委員会

3. 推進主体

社会福祉法人大津市社会福祉協議会
島根市民生委員児童委員協議会連合会
学区社会福祉協議会（市共同募金委員会学区分会）

4. スローガン

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

5. 期 間

令和7年12月1日～12月31日まで1か月間

大政人第165号

令和7年11月6日

学区自治連合会長様

大津市長 佐藤 健司

大津市人権擁護推進員の推薦について（依頼）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、人権問題の解決を図り、地域における人権擁護活動を強化するために委嘱しております大津市人権擁護推進員の任期が令和8年3月31日で満了を迎えます。

つきましては、次期人権擁護推進員の推薦について、下記のとおり御配意いただきたく、御多忙のところ大変恐縮に存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、各学区の「人権・生涯」学習推進協議会会長様には別途ご協力の依頼をいたしますので、ご承知おきください。

記

1 推薦をお願いする人数 別紙「学区别別推薦依頼人数」のとおり

2 推薦書提出期限 令和8年1月30日（金）

3 委嘱期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 提出先 政策調整部人権・男女共同参画課

【問合せ先】

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津1階

大津市政策調整部人権・男女共同参画課

担当 山本 橋本

TEL 077-528-2791 FAX 077-527-6288

Mail otsu1006@city.otsu.lg.jp

人権擁護推進員推薦書

令和 年 月 日

大津市長

_____ 学区自治連合会

会長

大津市人権擁護推進員として、下記の者を推薦します。

記

氏名	生年月日・電話番号
住所	兼職名（下記※参照）
ふりがな 大津市	年 月 日生 TEL ()
ふりがな 大津市	年 月 日生 TEL ()
ふりがな 大津市	年 月 日生 TEL ()
ふりがな 大津市	年 月 日生 TEL ()
ふりがな 大津市	年 月 日生 TEL ()

※ 兼職名欄には民生委員児童委員、人権・生涯学習推進員等の役職を御記入ください。

事務連絡

令和7年11月6日

支所長様

人権・男女共同参画課長

大津市人権擁護推進員の推薦に係るご協力について（依頼）

平素は、当課の人権啓発事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。さて、人権問題の解決を図り、地域における人権擁護活動を強化するために委嘱しております大津市人権擁護推進員の任期が令和8年3月31日で満了を迎えます。このため、市自治連合会11月定例会において、各学区自治連合会長様に次期人権擁護推進員の推薦について下記のとおり依頼いたしました。

また、当推進員の推薦に当たり、各学区「人権・生涯」学習推進協議会会长様に対しても併せて御協力いただけるよう依頼いたしますので支所長様におかれましても何とぞ御協力をいただきますようお願ひいたします。

記

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 推薦をお願いする人数 | 別紙「学区别別推薦依頼人数」のとおり |
| 2 推薦書提出期限 | 令和8年1月30日（金） |
| 3 委嘱期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |
| 4 提出先 | 政策調整部人権・男女共同参画課 |

【問合せ先】

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津1階

大津市政策調整部人権・男女共同参画課

担当 山本 橋本

TEL 077-528-2791 FAX 077-527-6288

Mail otsu1006@city.otsu.lg.jp

大政人第165号

令和7年11月6日

学区「人権・生涯」学習推進協議会長様

大津市長 佐藤 健司

大津市人権擁護推進員の推薦に係るご協力について（依頼）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、人権問題の解決を図り、地域における人権擁護活動を強化するために委嘱しております大津市人権擁護推進員の任期が令和8年3月31日で満了を迎えます。

このため、市自治連合会11月定例会において、各学区自治連合会長様に次期人権擁護推進員の推薦について依頼いたしました。

推薦に当たっては、必要に応じて学区「人権・生涯」学習推進協議会と連携を図っていただくよう依頼しておりますので、何とぞ御協力をいただきますようお願いいたします。

貴会におかれましては、今後とも、人権擁護推進員の活動に御支援をいただくとともに、学区「人権・生涯」学習推進協議会と人権擁護推進員の連携を図っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【問合せ先】

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津1階

大津市政策調整部人権・男女共同参画課

担当 山本 橋本

TEL 077-528-2791 FAX 077-527-6288

Mail otsu1006@city.otsu.lg.jp

人権擁護推進員 学区別推薦依頼人数

学 区	人 数
小 松	1
木 戸	1
和 邑	2
小 野	1
葛 川	1
伊香立	1
真 野	1
真野北	2
堅 田	4
仰 木	1
仰木の里	2
雄 琴	2
日吉台	1
坂 本	3
下阪本	2
唐 崎	4
滋 賀	3
山中比叡平	1
藤 尾	1
長 等	1
逢 坂	2
中 央	1
平 野	3
膳 所	4
富士見	2
晴 巖	4
石 山	3
南 郷	2
大 石	1
田 上	2
上田上	1
青 山	2
瀬 田	2
瀬田北	3
瀬田南	3
瀬田東	3
合 計	73

人権擁護推進員について

1.設置の目的

あらゆる人権問題の解決を図り、地域における人権擁護活動を強化するため、人権擁護推進員（以下「推進員」という。）を設置しています。

2.任期等

推進員は、市長が委嘱します。任期は3年間であり、令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

3.職務

- (1)人権に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2)地域における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3)人権侵犯事件につき、その救済のため情報を収集し、人権擁護委員または関係機関・団体への連絡等適切な処置を講ずること。
- (4)人権擁護委員および「人権・生涯」学習推進協議会との連携のもとに地域における人権擁護啓発活動に努めること。

4.主な活動内容

- (1)大津市人権擁護推進員協議会に所属し、その活動に参画すること。
- (2)人権週間をはじめとする、街頭啓発に参加すること。
- (3)総会後研修会をはじめとする、研修会に参加すること。
- (4)「人権・生涯」学習推進員、大津人権擁護委員等との連携を図ること。
- (5)人権を考える大津市民のつどい等地域における人権学習の機会を利用し、人権尊重意識の高揚に努めること。

人権擁護推進員の活動を通じて人権尊重意識が醸成された方々が各地域におられることを理想としています。

人権擁護推進員推薦時における留意事項

1. 以下に掲げる方を推薦いただきますようお願いします。
 - ・人格識見高く、公平円満であり、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある方
 - ・人権擁護推進員の職務を行うに必要な知識等の修得に、意欲を有する方
 - ・人権問題についての理解と認識が深く、不合理な差別による人権侵犯を排除するための熱意を有する方
2. 任期中、人権擁護推進員として活動できる人で、国籍は問いません。
3. 議員等、または人権擁護委員との兼任は避けていただきますようお願いします。
4. 委嘱後は、推進員の住所の一部(番地等は公表されません)、氏名が公表されますので、予め了承を得ていただきますようお願いします。
5. 推薦においては、可能な限り学区「人権・生涯」学習推進協議会との協議、調整をお願いします。

人権関係委員の職務内容など

資料NO. 2

	人権擁護委員	(今回依頼)人権擁護推進員	人権・生涯学習推進員
任期	3年	3年	1年
推薦方法	市長が議会の同意を得て法務大臣に推薦	自治連合会長が市長に推薦	自治会が教育長に推薦
委嘱者	法務大臣	市長	教育長
設置の根拠	人権擁護委員法	大津市人権擁護推進員設置要綱	大津市人権・生涯学習推進員設置要綱
大津市の人数	20人 大津市に20人	73人 各学区に1~4人	約1,100人 各自治会に1~2人 (各学区自治連合会会长及び副会長)
設置の単位			
使命(目的)	国民の基本的人権が侵害されることがないよう監視し、もしこれが侵害された時は、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めること	あらゆる人権問題の解決を図り、地域における人権擁護啓発活動を強化する	各地域における幅広い人づくり、地域づくりを含めた女性、子ども、高齢者、同和問題等の人権学習の総合推進の取組を地域「人権・生涯」学習推進協議会に位置づけて、ボランティアとして自主的・組織的な活動を進める
職務	(1)自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと (2)民間における人権擁護運動の助長に努める事 (3)人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること 他	(1)自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと (2)地域における人権擁護運動の助長に努める事 (3)人権侵犯事件につき、その救済のため、情報の収集をし、人権擁護委員または関係機関・団体への連絡等適切な処置を講ずること (4)人権擁護委員及び「人権・生涯」学習推進協議会との連携のもとに、地域における人権擁護啓発活動に努めること	(1)自治会、団体との連絡調整等の世話役活動 (2)住民団体への啓発並びに集会への参加呼びかけ等の啓発活動 (3)人推協への参画並びに地区懇談会の開催等の組織活動 (4)人づくり、地域づくりのための学習会の開催及び推進 (5)学習会、研修会への参加

人権擁護推進員 関係団体

団体名	人権を守る大津市民の会	人権を考える大津市民のつどい	大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会
結成	昭和52年	昭和44年	昭和44年
当初の団体		大津市同和教育研究大会	大津市同和教育推進協議会
変化の経緯	1973年同和問題啓発演劇の上演をきっかけに、上演運動に参画した人々を中心として活動を開始	平成4年に人権を考える大津市民のつどい(大津市同和教育研究大会)に 平成11年に現在の人権を考える大津市民のつどいに	ブロック(中学校単位)での同和教育推進協議会～H3 H4～学区「人権・生涯」学習推進協議会
大津市人権擁護推進員協議会の位置づけ	23構成団体の一つ	参加協力団体の一つ	各推進員の立場で、協議会にかかわるっている現状がある。